　　　　事故・急変時対応マニュアル（案）　　　　３１．０３

**Ⅰ．**基**本的な考え方**

　　　事故発生時ならびに緊急時には、適切な処置と調整、報告を行うことができるようこのマニュアルを作成する。また可能な限りその防止に努めるために、報告に基づき事故等の発生要因や対応、課題などについての分析を行うものとする。

**Ⅱ．事故発生の予防について**

原則として、利用者の活動を不当に制限することなく、事故の発生を予防するために、下記の事項については、特に充分な理解と実践に努めることとする。  
　① 個々の利用者の健康状態や予測されるリスクについて  
　② 個々の利用者の通常の生活状況、行動様式について  
　③ 基本的に行う支援の内容・留意点について  
　④ 特に個別に行う支援の内容・留意点について  
　⑤ 充分なコミュニケーションと信頼関係の構築  
　⑥ 顔色や活力、熱感など一般的な観察  
　⑦ 支援者間の情報の共有と調整  
　⑧ 利用者の基本的な情報及び記録類の整備

**Ⅲ．情報の収集と連絡について**

１　事故発生時及び緊急時、協力医療機関等への情報提供が円滑に行われるように適切な情報収

集と整理を行っておくこととする。取り扱う情報の中には次の事項が必携されるものとし、個

　人情報の使用に関してはあらかじめ書面にて同意を得るものとする。

２　関係部門間で連携や情報の共有化を図るため、以下の通り対応を行う。

1. 発生時の情報等は、より客観的に、適切に行うため別紙（１）事故発生・発見対応報告

書を活用し状況把握を行うと同時に関係者に適切な状況報告を行う。

1. 事故発生・急変時対応時における施設内の連絡体制は、別紙（２）入居者・ショートの

緊急・救急（平日及び最低配置時間帯）時対応の手順により速やかに行う。

３）協力病院等への情報提供は、別紙（１）入所者緊急時情報提供書により対応を行う。

**Ⅳ**．**緊急時の処置及び手当てについて**

　１　事故発見・急変時状況に遭遇した場合は、介護職が行える範囲の一時的処置を行うものとす

る。

1. 出血している場合
2. 意識がなく、呼吸が停止している場合
3. 誤嚥・窒息している場合
4. ２次災害が発生すると考えられる場合

２　意識がなく、呼吸が停止している場合は、ＡＥＤ装着し使用する。

**Ⅴ．**救急車を要請する場合

　１　利用者が事故、病気などで、医療判断が必要と考えられるケースについては、看護師に連絡

して指示を仰ぐものとする。（意識レベルに混濁がなく、生命の危険性が差し迫っていないと判断できる場合であっても、看護処置あるいは医療上の判断が必要な場合は、看護師への連絡を怠ってはならない。連絡が必要か不要か判断に迷う場合は、連絡して指示を仰ぐことを優先する。）

２　その上で、救急車の出動要請を行うものとする。

３　出動要請は、以下の通り対応を行う。

１）１１９に電話をかけ、｢救急車お願いします｣と、伝える

２）住所、施設名、電話番号を伝える

３）容体を報告する（状況・意識の有無・出血部位等）

　　　氏名・性別・生年月日を準備しておく

４）救急隊に来てほしい場所を伝える

４　家族への連絡

１）「□□□の介護職員　〇〇です。」

２）「△△さん（対象者氏名）ですが、～時頃より　～の容体ですので、これから救急車で病

院に向かいます。」

　　３）「行き先の病院が決まっていないので、決まり次第、電話報告します。」 （一度、電話を切る）

　　４）病院が決定次第：「■■病院へ向かいますので、ご家族の方も向かっていただけますか。」

※家族が、遠方等で病院に来られない場合もある。家族が来られるかどうかを、救急車に

同乗した随行者に伝える

**Ⅵ　救急車の到着以降の対応**

　１　玄関から最寄りの場所まで誘導案内を行う。

　２　救急隊への容体を事故発生・発見対応報告書により報告する。  
　３　入所者の入所者（災害時）情報提供書を持参し、救急車に同乗する。

**Ⅶ　夜間等の嘱託医への対応**

　１　夜間等を含め嘱託医に計画外にお願いするためには、嘱託医契約を締結し、相互の理解が得

られるようにしておく。現在の嘱託医契約は別紙（４）の通り締結している。

　２　看護師からの連絡及び要請を受け夜間等に駆け付けて頂くための２４時間連絡方法は、別紙

（５）時間帯別医師との連絡体制により対応を行う。

　３　夜間等に嘱託医に駆け付けて頂いた記録は、別紙（６）夜間等緊急時嘱託医対応記録により記録するものとする。

**Ⅷ　事故検証**

　１　事故対策委員会は、事故・急変時発生から可能な限り近い段階において報告書に基づき事故の原因、対応策の問題など洗い出す。

　　　その結果を受けて、再発防止に向けた対応策（又は予防策）を講じるものとする。

　２　事故等の検討に当たって必要な場合は、部外の専門家に参加頂く等、より広範囲で、専門的

に検討を行う。

　３　検討を行った結果については、介護職員に報告を行い、理解を得るようにする。また、当該

家族には、個人情報に抵触しない範囲で入所者家族等に周知を行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

参照

二　事故対策委員会の設置

　１　設置目的

1. 人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供する サービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービ スを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を 整備するとともに、一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に努めます。
2. 具体的には、事故対策委員会を設置し、事故の防止、再発防止、職員教育等を検討し、具体施策の実施、検証、マニュアル等の見直しを行います。
3. 事故発生ゼロをめざし、ヒヤリ・ハットの取り組みを積極的に行います。

２　事故対策委員会は、3ヶ月に1回以上開催し、下記の内容に対応します。

* 1. 事故やヒヤリ・ハットの報告を集約し、分析する。
  2. 収集した情報に基づいて組織としての改善策を検討・決定する。併せて、マニュアル等の見直しを行う。
  3. 決定された改善策を関係職員全員に周知し、関係組織全体で取り組む。
  4. 実施した改善策は、実施結果を検証する。
  5. 定期的な職場・安全点検を実施し、事故防止に努める。

３　事故対策委員会の構成は、以下の通りとします。

1. 施設長　　②医師　　③看護職員　　④生活相談員　　⑤介護支援専門員
2. 栄養士　　⑦介護職員　　⑧その他必要と認められる者

なお、この委員会の責任者は、施設長とする。

４　事故防止及び再発防止に向け各職種の専門性にもとづくアプローチとチームケアを行うことを基本に、それぞれの職種の役割を以下の通りとする。

　　＜施設長＞

* + 1. 事故防止及び再発防止に関する諸課題等の最高責任者
    2. 事故防止対策委員会の総括責任者
    3. ケア現場における諸課題の総括責任者
    4. 但し、②及び③に関しては、施設長の指定するものに代理をさせることがで

きる。

　　＜医師＞

* 1. 医療行為への対応
  2. 看護職員との連携

　　＜看護職員＞

1. 医師との連携
2. 施設における医療行為の範囲の整備
3. 重度化する利用者の状態観察
4. 記録の整備

　　＜生活相談員・介護支援専門員＞

1. 事故防止、再発防止に向けた職員教育
2. 医療機関、家族との連絡調整
3. 家族の意向に沿ったケアの確立
4. 施設のハード、ソフト面の改善
5. チームケアの確立
6. 記録の整備

　　＜栄養士＞

1. 利用者の状態に応じた食事の工夫
2. 食堂や厨房内のハード、ソフト面の改善

　　＜介護職員＞

1. ヒヤリ・ハットなどにより危険かと思われることの記録
2. 入所者（利用者）の疾病。障がい等による行動特性の理解
3. 入所者（利用者）個々の心身の状態を把握し、基本的ケアの提供
4. 記録の整備。

　 ６　この事故対策委員会は、必ず会議内容の記録を作成し、全職員周知を行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　上